

令和2年度普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の決定について  
(市町村分)

1 概要

- ・福岡県内市町村の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は3,901億円（対前年度比▲48億円、1.2%の減）
    - 消費税率の引き上げによる地方消費税交付金の増などにより基準財政収入額が増加したため
    - うち、普通交付税は3,068億円（対前年度比▲22億円、0.7%の減）
    - 臨時財政対策債は833億円（対前年度比▲26億円、3.0%の減）
  - ・不交付団体は苅田町のみ（昭和50年度以降46年連続）
- (参考)
- 全国市町村分の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は、対前年度比0.2%の増  
(普通交付税は0.9%の増、臨時財政対策債は3.6%の減)

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度			令和元年度			増減額 C - F G	増減率 G / F H
	普通 交付税 A	臨時財政 対策債 B	A + B C	普通 交付税 D	臨時財政 対策債 E	D + E F		
政令市	93,340	54,876	148,216	97,117	57,560	154,677	▲ 6,461	▲ 4.2
市	153,407	22,373	175,780	153,600	22,286	175,885	▲ 106	▲ 0.1
町村	60,076	6,052	66,128	58,344	6,039	64,383	1,745	2.7
市町村計	306,823	83,301	390,124	309,060	85,885	394,946	▲ 4,822	▲ 1.2

(注) 端数処理により、数値が合わないことがある。

【参考】算定に係る主な増減要因

- ① 基準財政需要額
  - 地域社会再生事業費の創設による増、幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化による教育費及び社会福祉費の増、会計年度任用職員制度施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の増
- ② 基準財政収入額
  - 消費税率の引き上げによる地方消費税交付金の増、納税義務者数の増及び個人所得の増による市町村民税（所得割）の増、家屋の新增築による固定資産税（家屋）の増

## 2 主な改正点及び特徴

### (1) 地域社会再生事業費の創設

地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定。

【県内市町村分影響額 + 64.7 億円】

### (2) 幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る算定

令和2年4月1日時点の子どもの数等の最新の数値を把握し、個別団体の負担の実態に応じて、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することにより必要な財源を確保。

【県内市町村分影響額 +101.9 億円】

### (3) 会計年度任用職員制度施行に伴う経費の算定

会計年度任用職員制度の施行に伴い、期末手当の支給等に要する経費を算定。

【県内市町村分影響額 + 38.5 億円】

## 3 増減率が大きな団体

普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計の前年度に対する増減率が大きな団体は以下のとおり。

### (1) 増加率の大きな団体と主な理由

久山町	61.6%	社会福祉費の増による需要額の増及び市町村たばこ税の減による収入額の減
遠賀町	7.1%	地域社会再生事業費の増による需要額の増
志免町	6.7%	社会福祉費の増による需要額の増

### (2) 減少率の大きな団体と主な理由

新宮町	▲12.5%	市町村たばこ税の増による収入額の増
福岡市	▲5.6%	地方消費税交付金の増による収入額の増
春日市	▲5.3%	地方消費税交付金の増による収入額の増





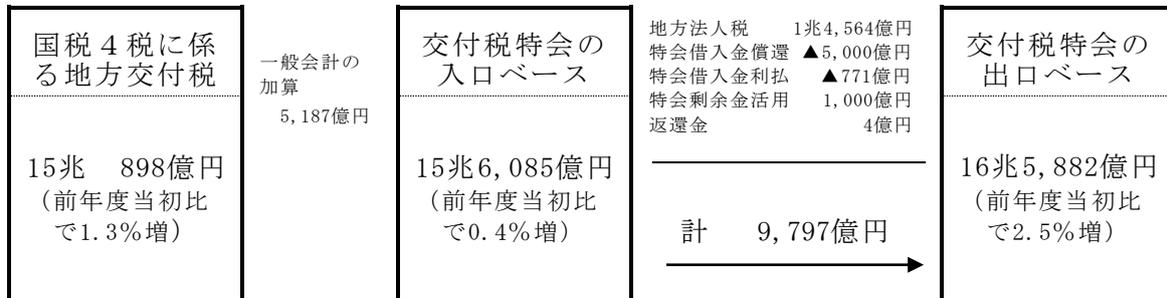
# 地方交付税制度の概要

## 1 地方交付税制度の目的

- **財政調整**→税源の偏在による地方団体間の財政力格差を是正。
- **財源保障**→全地方団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行えるよう所要財源を確保。

## 2 地方交付税の総額（令和2年度）

一般会計からの加算等により出口ベースの総額を確保（前年度当初比で2.5%増）。臨時財政対策債は前年度比で3.6%減。



〔参考〕法定4税の額  
 所得税及び法人税の33.1%＋酒税の50%＋消費税の19.5%

以上は通常収支分に係るものであり、このほか東日本大震災分に係るものとして、別途、震災復興特別交付税を確保。

## 3 地方交付税の性格

- **地方団体の共有独立財源**→自治体の財政調整と財源保障のため、国が一括徴収する間接徴収形態の地方税。
- **使途に制限のない一般財源**→国が交付税の使途を制限したり、条件を付けたりすることは法律で禁止。
- **国と地方の税源配分を補完**→国と地方の歳入・歳出ギャップ（歳入は国：地方=3：2で歳出は逆）を補完。

## 4 地方交付税の種類

- 普通交付税→地方交付税総額の94%
- 特別交付税→ " 6%

## 5 普通交付税の額の決定

### ① 交付額

$$\text{交付額} = \text{基準財政需要額 (標準的な財政需要)} - \text{基準財政収入額 (標準的な財政収入)} = \text{財源不足額 (交付基準額)}$$

### ② 基準財政需要額

各地方団体が自然的・社会的条件に対応して合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な一般財源

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位の数値} \times \text{補正係数}$$

単位費用→測定単位1単位当たりの一般財源の所要額  
 測定単位の数値→行政項目ごとに量を測定する数値（例 国調人口、児童数(学校基本調査)等）  
 補正係数→団体ごとの自然条件や社会条件の違いによる財政需要の差を反映する係数  
 例 段階補正～地方団体の人口が増加するに従い、行政経費も増加するが、人口が2倍になっても、人口1人当たりの経費が割安となり、行政経費が必ずしも2倍を上回るとは限らないため、その経費の差を反映させる補正（スケールメリットの反映）  
 態容補正～行政の権能差（保健所設置市等）等を反映させる補正

### ③ 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times \frac{75}{100} + \text{地方譲与税等}$$

## 6 地方交付税の交付

- 普通交付税→当該年度分を4月、6月、9月、11月の年4回に分けて交付。
- 特別交付税→当該年度分を12月と（翌年の）3月の年2回に分けて交付。ただし、地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を平成23年度から新設。

# 令和2年度 臨時財政対策債発行可能額について

## 1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

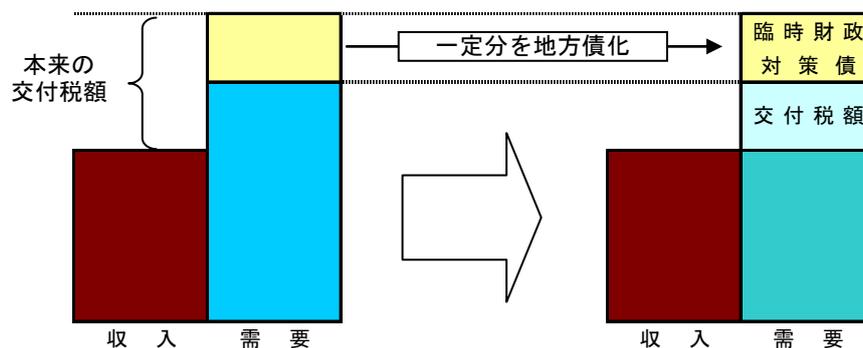
(単位:百万円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	伸率
大都市	54,876	57,560	▲ 4.7
都市	22,373	22,286	0.4
町村	6,052	6,039	0.2
計	83,301	85,885	▲ 3.0

(注)端数処理により、計が合わないことがある。

## 2 臨時財政対策債の概要

令和2年度において、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債（平成13年度から令和2年度までの間においても同様に発行）。  
 なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

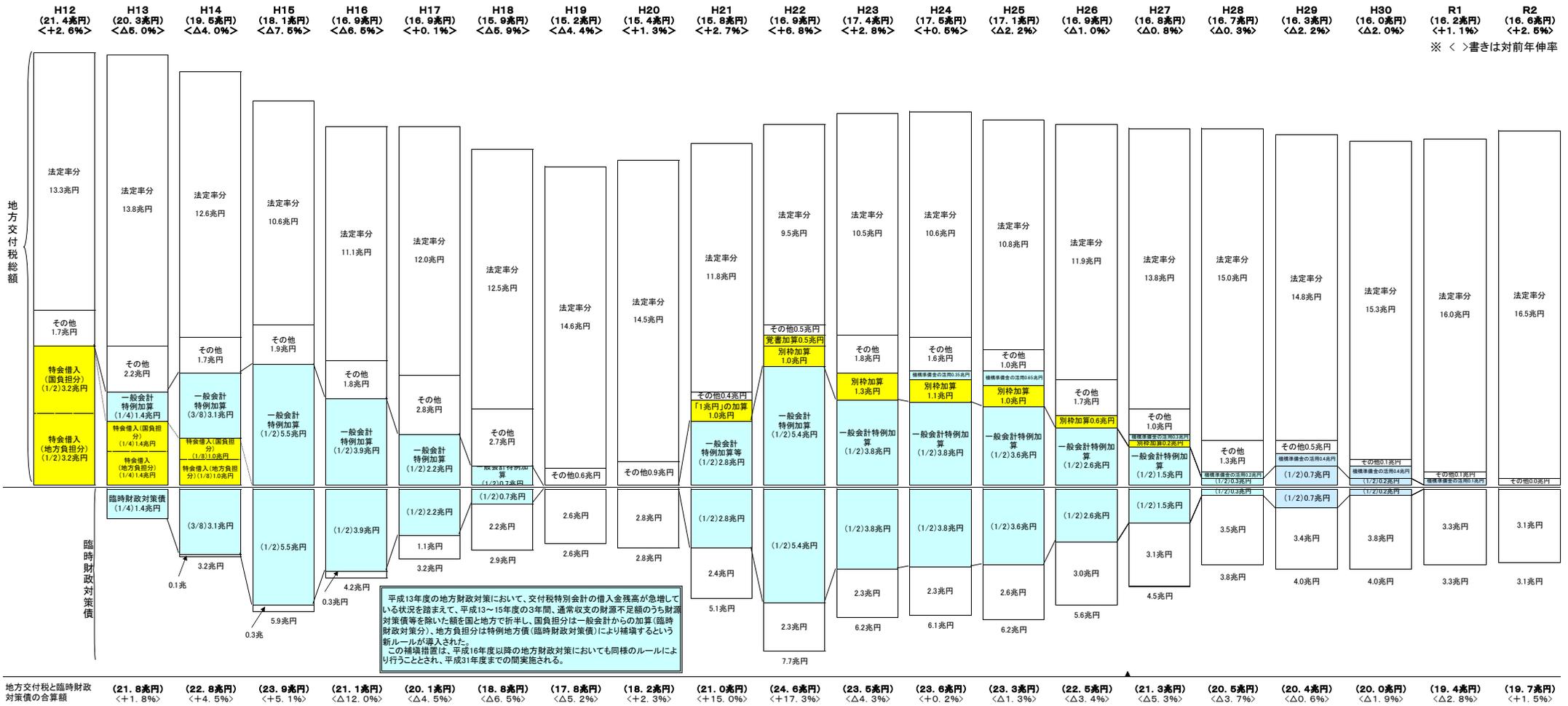


## 3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成23年度から段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全に移行した。

- ① 人口基礎方式  
 全ての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出
- ② 財源不足額基礎方式  
 人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出（財政力に応じて遡増）

◆ 地方交付税等総額（当初）の推移（H12～R2）



※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。  
※平成24年度以降は通常収支分。